

## 東北町統計調査員登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国及び県が実施する各種統計調査（以下「統計調査」という。）における統計調査員の選任を円滑にするため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者を統計調査員候補者として登録することにより、統計調査員の確保及び資質の向上を図り、本町における統計調査の円滑な実施に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「統計調査員」とは、統計法（平成19年法律第53号）第14条に規定する統計調査員をいう。

2 この要綱において「登録調査員」とは、この要綱に基づき登録された統計調査員の候補者をいう。

### (登録調査員の資格)

第3条 登録調査員は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 満20歳以上で、心身ともに健康である者
- (2) 統計調査に対し、責任を持って調査事務を遂行できる者
- (3) 職務上知り得た秘密の保持に関して十分信頼できる者
- (4) 税務、警察及び選挙に直接関係のない者
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者ではない者
- (6) その他調査活動に支障のない者

### (登録の手続き)

第4条 登録調査員の登録を受けようとする者は、東北町統計調査員登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認められた者を登録する。この場合、審査に当たって必要と認めるときは、面接を実施することができる。

3 町長は、前項の規定により登録したときは、その旨を東北町統計調査員登録通知書（様式第2号）により本人に通知する。

### (登録期間)

第5条 登録調査員の登録期間は、登録の日から当該登録日の属する年度の末日

までとする。ただし、本人より次条に規定する登録取消しの申出がない限り、登録期間終了後も引き続き登録を更新するものとする。

(登録事項の変更及び登録の取消し)

第6条 登録調査員は、登録申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は登録を取消しようとするときは、東北町統計調査員登録変更届・取消届（様式第3号）を町長に提出するものとする。

第7条 町長は、登録調査員が次の各号に該当するときは、その登録を取消することができる。

- (1) 本人からの申出があったとき
- (2) 第3条に規定する資格に該当しなくなったとき
- (3) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき
- (4) 統計調査員としてふさわしくない行為があったと認められるとき
- (5) 統計調査員が病気、転居その他の事由により統計調査事務に従事しがたいと認められるとき
- (6) 町長が登録を取消することが適当であると認めるとき

2 町長は、前項の規定により登録を取消した場合は、その旨を東北町統計調査員登録取消通知書（様式第4号）により本人に通知するものとする。

(調査員の選任等)

第8条 町長は、統計調査員を選任又は推薦しようとするときは、登録調査員の中から行う。ただし、地域的な事情その他の理由で適格者を得られないときは、登録調査員以外の者の中から選考することができるものとする。

2 町長は、前項の規定により統計調査員を選任又は推薦しようとするときは、統計調査の概要を示した上で、登録調査員本人の同意を得なければならない。

(秘密の保持)

第9条 統計調査員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、登録を取り消した後においても同様とする。

(情報の提供)

第10条 町長は、統計調査及び表彰の推薦を実施するため、国又は地方公共団体から登録調査員に係る情報の提供を求められたときは、東北町個人情報保護条例（平成21年3月16日東北町条例第1号）第8条第1項第2号の規定に基づき、登録調査員本人の同意を得た上で、当該情報の提供を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。